

労働者派遣事業に関する情報公開

(法第23条第5項)

労働者派遣法の定めにより、派遣元事業主は、派遣先から受け取る派遣料金に占めるマージン率などを公開することが義務付けられています。

マージンとは派遣料金の平均額からスタッフ賃金の平均額を引いたもので、マージン率とは派遣料金に占めるマージンの割合を言います。

このマージンの中には、社会保険料(健康保険、厚生年金、厚生年金基金、介護保険)や労働保険料(雇用保険、労災保険)の会社負担分、退職金積立、健康診断費用、有給休暇会社負担引当分、社宅の初期費用、さらに採用募集費、教育訓練費用、営業所等の家賃、営業スタッフの人件費など、会社経費が含まれています。

派遣労働者数・派遣先数・マージン率等

2021年6月1日 現在

事業所名	派遣労働者数	派遣先数	派遣料金平均額	賃金平均額	マージン率
北九州営業所	101	1	16,720	11,996	28.3%

当社全体平均 28.3%

教育訓練に関する事項

派遣前研修の実施	① 当該業種における基礎知識教育 ② 当該業種における安全衛生教育
派遣就業中の実施	派遣労働者のキャリアアップに資する内容として、就労年数や習熟度、本人の意欲を踏まえて、スキル・知識の習得に向けた教育訓練を実施していく。(社内訓練計画に基づき実施)

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協会を締結しているか否かの別等

待遇決定方式について	① 労使協定を締結しているか否か: 締結している ② 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲: 派遣先均等・均衡方式をとる派遣先に派遣就業する労働者以外の派遣労働者 ③ 労使協定の有効期間の終期: 2022年3月31日
------------	---



株式会社九州三協